

令和8年度 静岡県共同募金会助成要綱

この要綱は、静岡県共同募金会が令和8年度共同募金を原資として行う、令和9年度に実施する事業（一部令和8年度実施事業を含む）への助成について定める。

I 助成対象団体

1 対象団体

静岡県内において、社会福祉事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業を行う次の民間の非営利団体及び施設を対象とする。なお、詳細は各助成事業の取扱要領等による。

（法人の場合）

- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・特定非営利活動法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人

（法人以外の場合）

- ・その他の社会福祉を目的とする非営利団体で各要領に定めるもの

< 対象要件 >

- ① 法人格の有無は問わない
- ② 定款もしくは会則を備え、事業報告と決算を提出できるもの
- ③ 事業を計画に従って遂行するに足りる事業実績及び事務能力を有するもの
- ④ 当該団体に不相当と認められる行為がなかったもの
- ⑤ 営利を目的としないもの
- ⑥ 申請事業と同一対象に対する事業実績が1年以上あるもの
- ⑦ 赤い羽根共同募金運動に参画しているもの
- ⑧ 反社会的勢力排除に関する誓約書の提出ができるもの

2 対象外団体

- ・営利団体（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）
- ・行政機関（一部事務組合等を含む）
- ・医療法人、学校法人、宗教法人
- ・一般社団法人、一般財団法人

II 助成対象事業

1 対象事業

県内における社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を対象とする。

特に、全国の都道府県共同募金会が統一的に行う、令和8年度全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたはひとりじゃない」及び赤い羽根共同募金に求められている次の重点助成分野を意識したものとする。

- ①誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
- ②健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
- ③生きづらさを抱えるこども・若者とその家族への支援
- ④生活に困難を抱える人たちへの緊急支援（地域歳末たすけあいを中心に実施）
- ⑤災害ボランティア活動への支援

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業	詳細
一般募金	1. 地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等	・令和9年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備	取扱要領
	2. 福祉施設機器整備事業	・社会福祉施設 ・更生保護施設	・令和9年度に施設が行う福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等	取扱要領
	3. こども食堂誕生日会・福産品応援事業	・障害者の就労を支援する団体	・令和9年度に障害者就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子・野菜等をこども食堂の誕生日イベントに無償で提供する活動 《令和9年度事業までの時限プログラム》	取扱要領
	4. 課題解決プロジェクト募金	・市町社会福祉協議会 ・福祉活動、更生保護活動団体等	・令和9年度に身近な福祉課題を解決するための活動	取扱要領
地域歳末たすけあい募金	5. 地域歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・市町社会福祉協議会	・令和8年度見舞金贈呈事業 ・令和8年度歳末時期の支援事業	別に定める運動要綱
NHK歳末たすけあい	6. NHK歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・福祉、更生保護団体	・令和8年度年末年始支援	別に定める助成方針
		・福祉施設、更生保護施設	・令和8年度年末年始施設利用者支援	
		・社会的養護団体	・令和9年度就職等自立支援	
その他(緊急等助成資金)	7. 災害緊急助成事業	・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・罹災者(低所得者等)	・災害等緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1)災害による罹災者(低所得者等)に対する見舞金 (2)静岡県共同募金会災害支援制度運営要綱(災害等準備金)の対象にならない災害における次の経費 ①被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営に関わる経費 ②被災地におけるボランティア活動に関わる経費 ③公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備・設備費に関わる経費(福祉施設機器整備事業取扱要領準用)	別に定める災害等緊急助成実施要領

(その他)

(1) 寄付物品の助成

(2) 社会福祉法第118条に基づく災害等準備金による助成

2 対象外事業

次の各号の一に該当するものは助成対象外とする。

- (1) 着手又は実施済みのもの
- (2) 社団や組合等における構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- (3) 政治、宗教、組合等の活動につながるもの
- (4) 経営の基礎、管理等が不十分なもの
- (5) 地域住民から信頼されていないもの
- (6) 介護保険事業（ただし寄付物品の助成は対象とする）
- (7) 法令に基づいて認可（指定）される条件を備えていながら、あえて認可（指定）を受けていない事業
- (8) 国又は地方公共団体が設置又は経営（委託経営及び指定管理を含む）し、その責任に属するとみなされるもの（ただし、寄付物品の助成及びNHK歳末たすけあいの年末年始施設利用者支援では、公設民営施設（利用者）も対象とする）
- (9) 国又は地方公共団体の補助を受けて実施する事業の自己負担分（ただし、電話相談員養成事業及び課題解決プロジェクト募金は、対象とする事業が補助事業でも補助率が50%以下であれば対象とする。）
- (10) 負債整理のための助成を希望するもの
- (11) 助成申請及び助成金の使途報告に虚偽の記載をしたもの

Ⅲ 助成原則

1. 静岡県共同募金会は、申請事業遂行における費用の不足を補うために助成を行う。
2. 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを担保するため、その一部に自己負担を必要とする。
ただし、市町社会福祉協議会の地域福祉活動支援事業、地域歳末たすけあい募金・NHK歳末たすけあい・課題解決プロジェクト募金・災害等緊急助成実施要領・災害支援制度実施要領による助成事業、社会的養護児童への就職等自立支援事業（児童への直接支援分）、こども食堂誕生日会・福産品応援事業及び寄付物品の助成においては自己負担を要しない。
3. 助成を受けた者は、共同募金が静岡県民からの浄財であることから、この助成金で実施した事業については、広く県民にその助成事業による実施効果を周知しなければならない。
4. 静岡県共同募金会は、共同募金（一般募金、地域歳末たすけあい募金及びNHK歳末たすけあい）、共同募金以外の寄付金及び中央競馬馬主社会福祉財団助成金を総合調整し助成する。
5. 共同募金を多くの事業者にも利用してもらうために、同一申請事業に対する助成は、最長5年間又は5回を原則とする。ただし、静岡県共同募金会が特に認める次の事業は除く。
 - (1) 他に類似の事業が少ない救済事業であり、利用者から利用料を徴収しないもので継続的な支援が必要な事業
 - (2) 公益性が高く全県又は広域を対象に展開していて、対象者が明確であり継続的な支援が必要な事業
 - (3) NHK歳末たすけあい助成事業
 - (4) 市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動支援事業（地域歳末たすけあい事業を含む）
 - (5) 課題解決プロジェクト募金
 - (6) こども食堂誕生日会・福産品応援事業

申請受付期間、申請窓口

助成区分	受付期間	申請窓口／ 申請書等提出
1. 地域福祉活動支援事業 ①市町社会福祉協議会 ②広域（複数市町域）活動団体	①令和8年5月15日(金)～5月29日(金) (機器整備)令和8年4月1日(水)～5月15日(金) ②令和8年4月1日(水)～5月15日(金)	県共同募金会／ ①データ送信： 申請書データをメール添付 で提出 ②書面郵送： 申請書原本及び添付書類を 郵送で提出 (申請書メール 送信後、一週 間以内)
2. 福祉施設機器整備事業	令和8年4月1日(水)～5月15日(金)	
3. こども食堂誕生日会・福産品応援事業	令和8年4月1日(水)～5月15日(金)	
4. 課題解決プロジェクト募金	令和8年4月1日(水)～5月29日(金)	
5. 地域歳末たすけあい事業	令和8年5月15日(金)～5月29日(金)	
6. NHK歳末たすけあい事業 ①年末年始支援 ②年末年始施設利用者支援 ③就職等自立支援	①令和8年9月1日(火)～10月30日(金) ②令和8年12月 ③令和8年4月1日(水)～5月15日(金)	
7. 災害緊急助成事業 災害見舞金、災害ボランティア センター設置・運営経費 ほか	発災から6か月以内	

V 助成審査の流れ

1. 申請書及び提出の方法

(1) 申請書様式 静岡県共同募金会ホームページからダウンロードすること
<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/>

(2) 提出方法

①データ送信 申請書データ(Excel形式)をメール添付で提出
(メール先: kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp)

②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出(申請書メール送信後、一週間以内)

2. 申請書の確認及び受理

静岡県共同募金会は、申請書データ(Excel形式)、申請書原本及び添付書類の提出を受けた時は、内容を確認し、本要綱に照らし対象と判断した場合、受理する。なお、対象外又は申請取り下げとなった申請書類等については返却せず、静岡県共同募金会において破棄する。

3. 配分委員会による承認

静岡県共同募金会事務局は、書面審査を行い、静岡県共同募金会配分委員会に提出する。配分委員会は、申請内容について、原則として実地調査を行ったうえで、必要性、実現性、事業の積算根拠、事業実施後の効果などを審議し、助成の可否を承認する。

また、申請者に対し、必要に応じて配分委員会への出席を求め申請内容について説明を求める。

4. 助成の決定

配分委員会が承認した後、静岡県共同募金会理事会において助成を決定する。

VI 助成金の決定時期、事業の実施期間

助成区分		決定時期	事業の実施期間
1	地域福祉活動支援事業	令和9年3月	令和9年4月1日(木) ～令和10年3月31日(金) (機器整備)～令和9年12月28日(火)
2	福祉施設機器整備事業	令和9年3月	令和9年4月1日(木) ～令和9年12月28日(火)
3	こども食堂誕生日会・福産品応援事業	令和9年3月	令和9年4月1日(木) ～令和10年3月31日(金)
4	課題解決プロジェクト募金	令和9年4月	助成決定後～令和10年3月31日(金)
5	地域歳末たすけあい事業	令和8年12月	令和8年12月～令和9年1月
6	NHK歳末たすけあい事業 ①年末年始支援 ②年末年始施設利用者支援 ③就職等自立支援	①令和8年12月 ②令和8年12月 ③令和9年3月	①令和8年12月～令和9年1月 ②令和8年12月～令和9年1月 ③令和9年4月1日(木) ～令和10年3月31日(金)
7	災害緊急助成事業 災害見舞金、災害ボランティア センター設置・運営経費 ほか	発災から6か月 以内	発災から6か月以内

VII 助成金の交付条件

No.	項目
1	<p>助成金の使途及び変更・取り消し</p> <p>①使途指定以外の経費に使用しない。</p> <p>②使途指定の内容に反した場合、又は事業が不振の場合は、助成金の一部又は全額の返還となる。</p> <p>③助成決定後、経営主体の変更等、助成要綱に反する事項が明らかとなった場合、又は事業の実施期間内に事業が完了しない場合は助成取り消しとなる。</p> <p>④機器整備（工事を含む）を行う被助成団体は、事業の実施期間内に、改めて法人・団体の経理規程及び契約事務に関する規程に基づく入札又は見積合わせを行うこと。（最低2社以上から見積書を徴すること。）</p> <p>⑤やむを得ず事業内容を変更する場合には、「事業内容変更申請書」を静岡県共同募金会に提出し、事前承認を得ること。</p> <p>⑥事業内容の変更により事業総額が減少した場合は、助成率に応じて助成金は減額される。なお、交付済みの場合は返還となる。（助成金の減額が1万円未満の場合は返還を要しない。）</p> <p>⑦事業を中止する場合には、「辞退届」を静岡県共同募金会に提出し、承認を得ること。</p>
2	<p>適正な経理処理</p> <p>①社会福祉法人は、会計基準により処理し、その他の団体は、収入科目に「共同募金助成金収入」を設け処理する。</p> <p>②助成金受入金融機関の口座名義は、助成を受けた法人又は施設・団体とする。（他名義は不可）</p> <p>③会計帳簿、支払領収書、預金通帳などは5年間保存する。（必要に応じ静岡県共同募金会が監査を実施）</p>

No.	項 目
3	<p>助成機器等の管理</p> <p>①管理期間 助成金により取得した機器等の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、助成事業完了の翌年度の期首から起算する。(ただし、税込単価が10万円未満のものは一律5年とする。)</p> <p>②用途変更及び廃棄 ア. 管理期間中の場合 管理期間中の用途変更及び廃棄は、「赤い羽根共同募金で整備した機器等の処分許可願(管理期間内)」の提出による静岡県共同募金会の許可を要する。なお、管理期間中に廃棄する場合は、減価償却相当額を差し引いた残存価額に助成率を乗じた額の助成金を返還する。 イ. 管理期間後の場合 管理期間後の廃棄は、「赤い羽根共同募金で整備した機器等の処分報告書」を静岡県共同募金会に届け出ることで足りる。</p> <p>③転売又は下取り 助成金により取得した機器等の転売又は下取りは認められない。</p> <p>④法人又は団体が解散する場合 助成金により取得した管理期間中の機器等は、静岡県共同募金会と協議の上、助成要綱に該当する類似の活動団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人等)へ寄贈する。</p>
4	<p>寄付者へ感謝の気持ちの報告</p> <p>助成を「見える化」することで、次の募金へとつなげるため、寄付者に感謝の気持ちを伝える。</p> <p>①「お知らせ回覧板」(助成内容、感謝の言葉)を活動地域(学区・自治会)や活動先に回覧配布する。</p> <p>②公表用「ありがとうメッセージ」(活用中の写真で役に立っていることがわかるもの)を静岡県共同募金会へ提出する。(静岡県共同募金会ホームページ等で公開)</p> <p>③「助成内容、感謝の言葉」を自らの会報誌・ホームページ等へ掲載する。</p> <p>④自らのホームページを有する場合は、静岡県共同募金会ホームページへのバナーを貼付してリンクさせる。</p>
5	<p>助成標示</p> <p>助成を「見える化」することで、次の募金へとつなげるため、下記のとおり助成標示を行う。</p> <p>【機器整備費】「赤い羽根シール」(正方形)を助成機器へ貼付する。車両の場合は、別に定める助成標示マニュアルに従い標示する。</p> <p>【事業費】</p> <p>① 事業名は、冒頭に必ず「赤い羽根」を付け、「赤い羽根〇〇事業」とする。</p> <p>② 事業名には「赤い羽根共同募金マーク」を併せて冠する。</p> <p>③ ①と②を通知文、開催案内、看板等に必ず表示する。</p> <p>【共通】施設や活動拠点の入口に助成歴「共同募金活用状況一覧」と「助成シール」(長方形)を掲示する。</p>
6	<p>被助成団体の共同募金運動への参加・協力</p> <p>助成を受けた団体は、募金活動(街頭募金参加、職域募金の実施、募金箱設置、社会貢献型自動販売機設置、寄付つき商品の購入)、広報協力(のぼり旗掲出、情報誌掲載、HP掲載)など、赤い羽根共同募金運動へ必ず参加・協力するものとし、交付請求時に任意書式により参加・協力状況を報告する。</p>

No.	項目
7	<p>情報公開</p> <p>静岡県共同募金会は、ホームページ及び印刷物に次のものを掲載することがある。</p> <p>①助成先の概要（名称、所在地、HPアドレス）</p> <p>②助成額、使途指定内容</p> <p>③「ありがとうメッセージ」（写真付き）</p>

VIII 助成金の交付方法

被助成団体は、交付請求期限までに助成金の交付請求を行い、事業を完了する。なお、交付請求期限までに請求がない場合は助成取り消しとなる。

助成対象	機器整備費（工事を含む）の場合	事業費の場合
支払方法	精算払い	前払い
助成金交付請求	<p>【期限】 機器等の整備又は工事完了後、1月末日まで</p> <p>【提出書類】 共同募金(機器整備費)使途実施報告書・交付請求書 1部</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書の写 ・見積書の写（最低2社以上） ※見積書は県内事業者から徴すること（県内に取扱事業者がない場合を除く） ・完成写真（機器等には赤い羽根シールを貼付し、数量が分かるように写真を撮ること） ・掲示写真（「共同募金活用状況一覧」「助成シール」（長方形））の写真） ・振込金融機関預金通帳表紙の写（法人、施設又は団体名義。他名義不可） ・自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写（車両の場合） ・地域住民に報告した「お知らせ回覧版」（欄外に回覧先(学区・自治会名)及び回覧年月を明記、多数の場合は別紙に記載し提出） （会報誌等に掲載した場合は併せて提出） ・公表用「ありがとうメッセージ」（助成機器活用中の写真を添付）（データをメールで提出） ・共同募金運動への参加（募金箱の設置、街頭募金への参加、ほか）実績※任意書式 <p>※写真データはJPGデータをメール送信すること</p> <p>【提出先】 静岡県共同募金会</p>	<p>【期限】 9月末日まで</p> <p>【提出書類】 共同募金(事業費)交付請求書 1部</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施年度の団体の事業計画書 ・実施年度の団体の予算書 ・振込金融機関預金通帳表紙の写（法人又は団体名義：他名義不可） ・助成標示（“赤い羽根”を冠した事業名）がある開催案内等（原稿可。紙面が無い場合は、事業の予定を掲載したホームページを印刷したもの） ・掲示写真（「共同募金活用状況一覧」の写真） ・共同募金運動への参加（募金箱の設置、街頭募金への参加、ほか）実績※任意書式 <p>【提出先】 静岡県共同募金会</p>

助成金 交付	【時期】 静岡県共同募金会による「交付請求書」の審査後(毎月15日と月末を予定) 【方法】 原則その全額を金融機関へ振込み	【時期】 静岡県共同募金会による「交付請求書」の審査後(毎月15日と月末を予定) 【方法】 原則その全額を前払いで金融機関へ振込み
完了 報告	【時期】 支払完了後速やかに 【提出書類】 領収書の写し又は金融機関振込控え 【提出先】 静岡県共同募金会 ※必要に応じて静岡県共同募金会が実地 監査を実施	【時期】 事業完了後1か月以内 【提出書類】 「使途実施報告書兼精算書」 【添付書類】 ・領収書の写し又は金融機関振込控え(支払い証明書は不可) ※領収書等は申請団体あてのもの(個人あて等は不可) ・活動地域に報告した「お知らせ回覧版」(欄外に回覧先(活動地域名)及び回覧年月を明記、多数の場合は別紙に記載し提出) ・公表用「ありがとうメッセージ」(助成事業実施中の写真を添付)(データをメールで提出) ・開催案内、当日配布資料等(助成標示があるもの) ※写真データはJPGデータをメール送信すること 【提出先】 静岡県共同募金会 ※必要に応じて静岡県共同募金会が実地 監査を実施
助成金 精算	静岡県共同募金会は領収書の写し又は金融機関振込控えの提出を受け、助成額の精算を行う。	静岡県共同募金会は「使途実施報告書兼精算書」の提出を受け、助成額の精算を行う。

(注1) 添付書類に不足又は不備がある場合は、助成金は支払われない。交付済みの場合は返還となる。

(注2) 添付書類は情報公開の対象となる。

IX 個人情報の取り扱い

助成申請に際して収集した個人情報は、本要綱で定める共同募金助成事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開(事業年度、事業実施団体名または事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報)のみに利用する。

X その他の資金

1. 使途指定寄付金の助成(受付随時)

寄付者が使途を指定した寄付金の取扱については、「共同募金以外の寄附金取扱規程」による。

XI 本助成要綱に定めがないものは、静岡県共同募金会理事会で協議し決定する。

問合せ先

社会福祉法人静岡県共同募金会 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
TEL : 054-254-5212 FAX : 054-254-6400

“赤い羽根” 地域福祉活動支援事業取扱要領

【対象事業年度：令和9年度（一部、令和8年度）】

（福）静岡県共同募金会

市町社会福祉協議会及び広域で活動する民間の非営利団体が行う地域福祉活動又は更生保護活動の事業及び事業に必要な機器整備に助成する。

特に、全国の都道府県共同募金会が統一的に行う、令和8年度全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたはひとりじゃない」及び赤い羽根共同募金に求められている次の重点助成分野を意識した支援活動助成とする。

重点助成分野のイメージ

共同募金は、全国で年間4万件を超えるさまざまな活動への助成を行なっていますが、その中でも次のような活動分野を重点的に応援していきます。

- 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり**
 - ・障がいがある人たちの地域就労への支援
 - ・多様で持続的な当事者活動への支援
 - ・新しい当事者活動の立ち上げ支援
 - ・LGBTQ・外国ルーツの住民の地域への参加
- 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり**
 - ・高齢者の孤立を防ぐ活動への支援
 - ・地域でいきいきと元気に活躍できる場の創出
- 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援**
 - ・孤独・孤立にある子ども・若者の居場所づくり
 - ・こども食堂・フリースクールへの支援
 - ・ひとり親家庭に対する支援
 - ・ヤングケアラーへの支援
- 災害ボランティア活動への支援**
 - ・災害時のボランティア活動への支援
 - ・災害時に備えた見守り支援
 - ・災害時のボランティア活動機器のネットワーク化支援
- 生活に困難を抱える人々への緊急支援（地域歳末たすけあいを中心に実施）**
 - ・経済的困窮にある人への食支援
 - ・住まいを失った人への居住支援
 - ・その他の緊急支援活動の創出支援

1. 対象団体

社会福祉活動又は更生保護活動を行う民間の非営利団体とする。

- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・特定非営利活動法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・ボランティア団体（構成員10名以上であること）など

2. 対象事業・助成率

(1) 市町域を活動対象とする事業

①市町社会福祉協議会

ア. 事業費（地域歳末たすけあい支援事業を含む。）

(ア) 対象事業（例示事業）**別表1**

市町社会福祉協議会が、福祉サービスを必要とする地域住民に対し、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者と協力して、地域福祉活動計画等に位置付けて企画実施する事業に助成する。

なお、重点助成分野を意識した事業として「“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト」の助成標示強化プロジェクト及びイチオシ助成プロジェクトに取り組み、使いみちを分かりやすく見せることを条件とする。

(イ) 助成率

100%（助成額は募金額から算定した助成額の範囲内）

イ. 機器整備費

総事業費が 15 万円以上の事業を対象とする。(消費税を含む)

区分	助成率	助成額の上限
①貸出用機器 福祉活動を行う住民や団体に貸出す地域福祉・在宅福祉サービス用の機器 (例示) 車椅子、プロジェクター、スクリーン、レクリエーション用具 など	75%以内 (千円未満切捨)	50 万円
②在宅支援用車両 (1 台のみ) 別表 4 のとおり (マイクロバスは対象外)		300 万円

(2) 広域 (複数市町域) を活動対象とする事業

①対象事業

広域 (複数市町域) 活動団体が、福祉サービスを必要とする複数市町域の支援対象者 (高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など) に対して、下記の福祉活動又は更生保護活動を行う事業及び事業に必要な機器整備を対象に助成する。

[※助成が継続する事業については、前回助成の事後評価を実施の上、毎年見直しを行う。]

ア. 事業費

(ア) 対象事業

(例示)

- ・生活困窮者への支援 (生活相談、フードバンク、外国人児童支援など)
- ・孤立防止の支援 (ひきこもりの方と家族等の勉強会、高齢者や障害児者の見守り、自死遺族の分かち合いなど)
- ・障害児者の地域移行を支援する事業
- ・相談電話事業 (いのちの電話、チャイルドラインなど)
- ・難病患者への支援 (外出支援など)
- ・犯罪被害者への支援
- ・虐待やいじめなどを受けている人への支援
- ・社会的養護や更生保護を必要とする人の自立支援
- ・福祉教育、児童青少年などのボランティア育成 など

その他、重点助成分野を意識した支援活動助成とする。

(イ) 対象外事業

別表 2 のとおり

イ. 機器整備費

上記 (2) ①の福祉活動又は更生保護に必要な機器

※借家・借地に変更を加える機器整備は認めない。

②対象経費

別表 3 のとおり

③助成率

区分	助成率	助成額の上限
事業費	90%以内 (千円未満切捨)	同一の申請団体からの申請は、4 事業、400 万円までとする。
機器整備費	75%以内 (千円未満切捨)	

※事業費のうち、社会的養護児童への就職等自立支援事業 (児童への直接支援分) は自己負担を要しない。

※機器整備費のうち、車両の場合は別表 4 のとおりとする。

3. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

【“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト】

赤い羽根共同募金運動を活性化するためには助成金の使いみちを知ってもらうことが重要であり、特に市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動は多岐にわたることから、その使いみちを寄付者目線で分かりやすく明示するため、令和5年11月27日付け静共募第352号通知に基づき、「“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト」を実施する。

【STEP 1】 “赤い羽根”助成標示強化プロジェクト～見せます使いみち～

使いみちを分かりやすく見せることを目的に、実施事業に“赤い羽根”のタイトルをつけることを助成条件として、助成要項の提出を求める。

【STEP 2】 “赤い羽根”イチオシ助成プロジェクト～解決します困りごと～

社会福祉協議会が行う共同募金助成金を財源にした事業の中から、社会福祉協議会が重点的に行う“イチオシ事業”を、助成金を活用する寄付者目線で掲げ、アピールするきっかけづくりをする。

【STEP 3】 “赤い羽根”地域応援プロジェクト～支え合うまちづくり～

地域の担い手を育てて実践活動につなげる助成メニューを活用して、使いみちを分かりやすく「見える化」する。

“赤い羽根” 福祉施設機器整備事業取扱要領

【対象事業年度：令和9年度】

(福) 静岡県共同募金会

社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、福祉関係活動団体（構成員 10 名以上の団体）等が運営する社会福祉施設、更生保護施設の機器整備及び補修等に助成する。

1. 対象施設

区分	対象要件
(1) 認可（指定）施設 （認可事業、指定事業を行う施設）	次のすべてを満たすこと ①当該事業のサービス区分（又は拠点区分）の収支計算書と貸借対照表が確認でき、前年度決算が赤字ではないこと ②過度な内部留保金が無いこと 当該事業のサービス区分（又は拠点区分）の前年度留保金（当期末支払資金残高＋その他積立金）が、前年度の就労支援事業収入を除く事業活動による収入の 4/12 未満であること ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 ア 事業規模が小さい場合 当該事業のサービス区分（又は拠点区分）の前年度の就労支援事業収入を除く事業活動による収入が 1 億円未満である イ 施設整備計画がある場合 令和 8 年度又は令和 9 年度に施設の創設や増改築又は大規模修繕などの施設整備計画がある

※地域活動支援センター及び日中一時支援は、行政からの補助金により行う場合は対象とする。
（ただし、行政からの委託により行う場合は対象外とする。）

2. 対象事業

総事業費が 15 万円以上の事業を対象とする。（消費税を含む）

※認定こども園は、保育を必要とする 2 号児童（3～5 歳児）及び 3 号児童（0～2 歳児）を助成対象とするので、対象となる総事業費は、実際の総事業費に園則に定める利用定員に対する 2 号及び 3 号児童の合計定員の割合を乗じた額とする。

(1) 機器整備費（設置に係る諸経費と処分費を含む）

- (例示)
- ・就労のための作業用機器
 - ・利用者が使用する机、椅子、遊具
 - ・福祉車両（別表 4 のとおり）

※借地に設置する機器整備は、土地に機器を設置することに関する地主の承諾書と、助成を受けた後は機器を 10 年以上使用することの申請団体の誓約書を添えること（いずれも書式自由）

(2) 建物の補修等（自己所有の建物に限る）

※固定資産評価証明書、登記事項証明書など、建物の自己所有を証明できる公的書類を添えること（写しで可）

3. 対象外経費

- (1) 事務機器（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子、デジタルカメラ（ムービー）など）
- (2) 保育事業の車両
- (3) 消耗品（耐用年数が 1 年以内、もしくは、取得単価（税込）が 1 万円未満のもの）
- (4) 看板、外壁ディスプレイ、土地の造成（砂場整備を含む）
- (5) 生物（動物・植物など）

- (6) 防災・防犯など、将来起こるかもしれない懸案事項に備えた機器整備等
 (例：発電機等の非常用電源、雨水貯蔵タンク、非常用浄水器、防災倉庫、AEDなどの医療機器、防犯用の資機材又は補修、その他これらに類するもの)
- (7) 過去に本整備事業で助成を受けた機器に係る維持管理費

4. 助成率等

区分	助成率	助成額の上限
①認可(指定)施設	75%以内(千円未満切捨)	300万円
②地域活動支援センター及び日中一時支援	90%以内(千円未満切捨)	200万円

※1 法人当りの助成額の上限は500万円とする。

5. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

“赤い羽根バースデー & 野菜ギフト” こども食堂誕生日会・福産品応援事業取扱要領

【事業実施年度：令和9年度】

(福) 静岡県共同募金会

福産品の販路拡大と、こども食堂を利用するこどもたちが楽しみを分かち合う機会を作ることを目的に、障害者就労継続支援事業所等の製品をこども食堂の誕生日イベントに無償で提供する活動（以下、「赤い羽根バースデー & 野菜ギフト」という。）に助成する。

(令和9年度事業までの5年間の時限プログラム)

1. 対象団体

県域を対象に障害者の就労を支援する活動を行う民間の非営利団体とする。

- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・社会福祉を目的とする非営利団体

2. 支援対象先及び対象事業

支援対象とする「こども食堂」及び「就労継続支援事業所等」団体は、上記1に掲げる法人等が設置・運営するものに限る。（ただし活動域は市町域のみでも可）

(1) 誕生日会支援（年間）

こどもを支援する上記1に掲げる法人等が、非営利で児童・生徒に食事提供を行う「こども食堂」が開催する誕生日イベントに対して、障害福祉サービスの「就労継続支援事業所等」が製造するケーキ又は焼き菓子等（以下、「ケーキ」という。）を無償で届ける事業に対し助成する。

(2) 野菜ギフト（年間）

こどもを支援する上記1に掲げる法人等が、非営利で児童・生徒に食事提供を行う「こども食堂」が開催する誕生日イベントに併せて、障害福祉サービスの「就労継続支援事業所等」が栽培する野菜等農作物を無償で届ける事業に対し助成する。

[(1)及び(2)の事業内容]

① 「こども食堂」からの誕生日イベント計画の募集

「こども食堂」が開催する誕生日イベントの計画を募り調整する。

② 障害福祉サービスの「就労継続支援事業所等」の調整

「就労継続支援事業所等」が製造するケーキ及び野菜等の発注と配送手配を調整する。
(赤い羽根バースデーメッセージを同梱)

③ 共同募金運動との連携

「赤い羽根バースデー & 野菜ギフト」の助成対象となった「こども食堂」の開催場所及び「就労継続支援事業所等」に、共同募金会が指定する標示の掲示と募金箱の設置を行い、共同募金運動への協力を呼び掛けさせる。

[(1)及び(2)の条件]

- ① 「こども食堂」は誕生日イベントを行うこと。ただし、やむを得ない理由により開催ができない場合には、対象者の家庭への配布を行うこと。

3. 対象経費

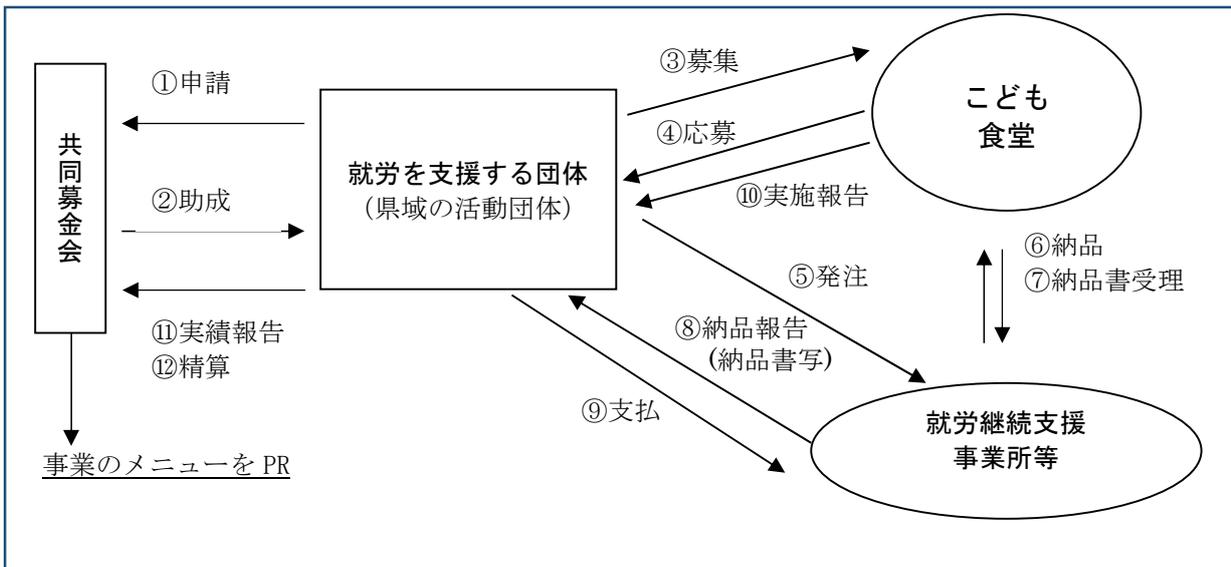
上記2の対象事業を行うため、助成枠の範囲内で下記の経費を対象とする。

経費内訳	単価	内容	
(1) ケーキ（通年） 5,000円相当（配送費込） ホールケーキ 又は焼き菓子等 (2) 野菜等農作物 5,000円相当（配送費込）	(1)、(2) それぞれ 1セット 6,000円	利用者 9名未満	1セット
		利用者 10人以上 17名未満	2セット
		利用者 17名以上	3セット
連絡調整費		「対象団体」が計画の受け付けと調整を行う費用 (別表3のとおり)	

4. 助成基準

- (1) 助成枠
 - ①誕生日会支援 600万円
 - ②野菜ギフト 200万円
- (2) 助成率 100%

5. 事業の流れ



6. 本事業は、毎年度見直しを行う。

7. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

“赤い羽根” 課題解決プロジェクト募金取扱要領

【事業実施年度：令和9年度】

(福) 静岡県共同募金会

1. 目的

身近な福祉課題の解決をテーマに持つ団体（以下、「参加団体」という。）が、赤い羽根共同募金運動を通じて当該団体の活動を広く普及するとともに、活動の財源確保のために自ら寄付を呼び掛け、課題解決に向けた取り組みを行う事業に対して助成する。

2. 参加団体の要件

下記の要件をすべて満たした団体とする。

なお、複数の団体が連名で参加することも可能とする。ただし、助成金の交付先は代表する1団体とし、その団体が経理処理すること。

また、令和8年度静岡県共同募金会助成要綱に基づく助成を希望する団体であっても、申請事業の内容等が異なれば、当募金に参加することができる。

- (1) 静岡県民を対象に静岡県内で社会福祉事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業を行う民間の非営利の団体（構成員10名以上、法人格の有無は問わない）とする。
- (2) (1)の団体として活動実績が1年以上であること。
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、予算・決算を公開していること。
- (4) 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (5) 赤い羽根共同募金運動へ積極的に参加すること。

3. 対象とするテーマ（活動分野）及び事業

具体的な福祉課題を解決するために次の活動を対象分野とする。ただし、同一の申請団体からの申請は1事業とする。

（対象とする事業が国又は地方公共団体の補助事業でも補助率が50%以下であれば、その自己負担分の確保のための募金も認める）

- (1) 地域から孤立をなくす
高齢者や障害者などへの生活支援、生活困窮やひきこもりへの支援、自殺防止、虐待防止、犯罪被害者支援、難病患者支援、薬物依存支援など
- (2) 困窮する子どもたちの居場所づくり
学習支援、生活支援など
- (3) 子育て支援
育児支援、健全育成支援など
- (4) 障害者の社会参加
障害者の地域移行への支援など
- (5) 持続可能な地域福祉社会づくり
福祉教育支援、SDGsに関連した福祉事業など

4. 助成事業年度 令和9年度

5. 対象経費 3の事業を行う経費（団体を維持するための経費は対象外）

6. 募金活動

- (1) 募金期間
令和9年1月1日（金）～令和9年3月31日（水）
- (2) 寄付依頼活動
 - ①静岡県共同募金会
ア. 参加団体以外の関係団体等への啓発活動に努めるとともに、募金活動情報の収集・提

供に努める。

イ. 参加団体の情報は静岡県共同募金会ホームページで公表し、参加団体のホームページとのリンクを促し啓発に努める。

ウ. インターネットからクレジットカード等による寄付ができるシステムを提供する。

エ. 参加団体相互の連携、調整に努める。

②参加団体

ア. 自らが掲げたテーマに対する募金活動を主体的かつ積極的に行う。

イ. 募金活動計画を定め、それに基づき静岡県共同募金会から提供する資材（振込用紙付チラシ）等により募金活動を実施する。

ウ. 募金活動計画は随時見直し、静岡県共同募金会へ提出する。

③寄付を依頼する対象

上記②イの募金活動計画による。なお、寄付依頼は面会して行うことを原則とし、不特定多数へのダイレクトメール等による方法は認めない。

(3) 募金に係る事務及び経費

①静岡県共同募金会

ア. 振込用紙付チラシ作成（参加団体ごとにA3判1,000枚、A4判3,000枚を上限）、寄付者情報の集計及び参加団体への提供、インターネットによる募金事務、領収書発行と参加団体名の礼状の送付（領収書発行を希望する場合のみ）

イ. 静岡県共同募金会は、上記アにかかる事務経費として、募金実績額の2.5%の額を募金実績額から控除する。なお、クレジットカード等からの募金は、カード会社等への手数料が別途差引かれる。

②参加団体

ア. 振込用紙付チラシ原稿、寄付者への礼状原稿の作成を行う。

イ. 寄付者に対する事業報告を行う。

ウ. 団体のホームページで課題解決プロジェクト募金を呼び掛け、静岡県共同募金会のホームページとリンクさせ、インターネット募金をしやすい環境整備を行う。

エ. 上記①ア以外の事務経費は、参加団体が負担する。

7. 申請受付期間、決定時期、事業の実施期間

受付期間	審査※	参加決定時期	審査※	助成決定時期	事業の実施期間
令和8年4月1日(水) ～5月29日(金)		令和8年7月		令和9年4月	助成決定後 ～令和10年3月31日(金)

助成メニュー	令和8年										令和9年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～	
課題解決 プロジェクト募金	申請受付	審査	参加 決定						募金活動準備		募金活動		助成決定 事業実施	

※ 配分委員による審査を実施する。

8. 助成審査及び決定

静岡県共同募金会は、次により参加団体の活動に対し助成を行う。

①上記3. テーマ（活動分野）を優先し、令和8年度静岡県共同募金会助成要綱の地域福祉活動支援事業取扱要領を準用する。但し自己負担を要しない。

②助成額は原則として参加団体ごとの募金実績額から6(3)①イの事務経費負担分を控除した額の範囲内で、配分委員会が承認し理事会が決定する。

③助成額と申請額に差が生じたときは、申請の主旨の範囲内で、静岡県共同募金会会長の承認を得て申請事業の内容を変更することができる。

④募金期間終了後の寄付金は、使いみちとして選ばれた参加団体ではなく、一般の共同募金への寄付として受け入れ、その助成財源とする。

9. 募金活動及び助成活動日程

時 期		活 動
令和8年	5月29日	・申請書の提出期限
	7月上旬	・配分委員会による計画の承認 ・理事会による課題解決プロジェクト募金の実施決定(参加団体決定)
	10月～12月	・参加団体による共同募金運動の準備 ・配分委員会委員による調査
令和9年	1月	・参加団体による共同募金運動の開始
	3月	・参加団体による共同募金運動の終了
	4月	・配分委員会委員長専決による助成承認 ・会長専決による助成決定 ・テーマに定めた活動分野による活動開始
	5月	・募金実績に基づく変更申請書の提出及び承認 ・理事会で助成報告
随 時		・参加団体の事業内容調査

10. 本事業は毎年度見直しを行う。

11. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

別表 1

共同募金による市町社会福祉協議会事業例示一覧（地域歳末たすけあいを含む）

(1) 高齢者

対象者	目的分類	事業分類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者全般 ・ 要介護高齢者 ・ 要支援高齢者 ・ 高齢者世帯 ・ 介護者・家族 	日常生活支援	① 金品援助事業
		② 機器貸出事業
		③ 在宅介護者支援事業
		④ 外出・移動支援
		⑤ 食事・入浴支援
		⑥ 見守り事業
		⑦ 緊急通報システム など
	社会参加・まちづくり支援	① サロン事業
		② 高齢者料理教室
		③ 居場所づくり普及・推進事業
		④ 高齢者スポーツ大会
		⑤ 世代間交流事業 など
社会福祉施設支援	① 備品購入費 など	

(2) 障害児・者

対象者	目的分類	事業分類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者全般 ・ 知的障害児者 ・ 身体障害児者 ・ 精神障害者 	日常生活支援	① 食事・入浴支援
		② 外出・移動支援
		③ 車両・機器貸出事業 など
	社会参加・まちづくり支援	① 療育事業
		② 自立・就労支援
		③ 障害者向情報提供
		④ 障害者支援団体助成事業
		⑤ 交流事業
		⑥ おもちゃ図書館事業 など
	社会福祉施設支援	① 備品購入費 など

(3) 児童・青少年

対象者	目的分類	事業分類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児、児童 ・ 青少年 ・ 一人親家族 ・ 養護児童 ・ 遺児、交通遺児 	日常生活支援	① 入学祝金・修学旅行支度金支給事業など
	社会参加・まちづくり支援	① 児童支援団体助成事業
		② 福祉教育実践校助成事業
		③ 子育てサロン事業 など
	社会福祉施設支援	① こどもの遊び場遊具助成事業
		② 放課後児童クラブ など

(4) 課題を抱える人

対象者	目的分類	事業分類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等被災者 ・ 低所得者・要保 	日常生活支援	① 金品援助事業
		② 緊急食糧配布事業

対象者	目的分類	事業分類
護世帯 ・長期療養者 ・ひきこもり ・DV被害者 ・ホームレス ・在住外国人 ・犯罪被害者 ・不登校児 ・依存症者 など		③ 無料職業紹介事業
		④ 生活困窮者自立支援事業 など
	社会参加・まちづくり支援	① 更生保護団体助成事業
		② 依存症支援団体助成事業
		③ ひきこもり支援事業
		④ 各種相談事業
		⑤ ボランティア養成講座
		⑥ 福祉総合相談事業
		⑦ 福祉団体助成 など
	社会福祉支援施設	① 更生保護施設
災害対応	① 災害見舞金贈呈事業	
	② 災害ボランティア養成講座	
	③ 災害ボランティアセンター立上訓練事業 など	

※(1)～(4)においては、事業費での固定資産取得や、福祉サービスを伴わない自治会活動への助成は対象外

(5) その他

次の(▲)の事業は支援対象者への直接支援ではないことから、これら事業の削減に努め、(1)～(4)の直接支援事業に共同募金を活用すること。(令和10年度実施事業からは対象外)

対象者分類	目的分類	事業分類
・住民全般など	社会参加・まちづくり支援	▲ 社会福祉大会開催事業
		▲ ふれあい広場・市民交流祭りなど開催事業
		▲ 社協ホームページ運営・管理事業
		▲ 「社協だより」「社協リーフレット」発行事業
		▲ 地域福祉活動情報誌発行事業
		▲ 地域福祉活動計画策定業務委託費
		▲ 地域福祉活動計画の推進
		▲ 地域福祉組織化検討会
		▲ 関係機関連絡会議費 など

別表2 対象外事業の例示

・地域福祉活動支援事業（広域（複数市町域）活動団体）

① 団体の役職員及び構成員等の親睦、慰労
② 個人の資格取得を目的とする事業
③ 機関紙発行事業
④ 大会等の開催、大会開催への助成事業
⑤ 福祉サービスを伴わない交流事業、福祉祭り、サロン活動を伴わない敬老会行事、子供会行事
⑥ 生きがい活動、慰問活動、福祉以外の体験活動
⑦ 当事者団体以外の普及、宣伝及び連絡事業
⑧ 建物の新築、増改築、補修

別表3 経費

- ・地域福祉活動支援事業（広域（複数市町域）活動団体）
- ・子ども食堂誕生日会・福産品応援事業
- ・NHK歳末たすけあい事業

1. 対象経費

経費区分	経費の種類	対象経費	説明	備考	
機器整備費	物品購入費	・事業に直接必要な機器整備費	・設置に係る諸経費と処分費を含む ・車両は別表4のとおり		
事業費	謝金	・講習会・セミナー等における講師・出演者等への謝金 ・医師、弁護士、通訳者への謝金 上限 50,000 円/日	・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象	・当該団体の役職員は対象外（団体から給与・報酬等を得ていない場合は可） ・謝金規程を整備・提出のこと	
		・看護師への謝金 上限 12,000 円/日			
		・専門的な業務に従事する者への謝金 上限 9,000 円/日			
	旅費 (実費弁償)	・講師、出演者 ・医師、弁護士、通訳者、看護師など専門的な業務に従事する者等 ・宿泊費 上限 10,000 円/日	・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象 ・公共交通機関がない場合のタクシー代 ・自家用車を使用した場合の車賃 ・自家用車を使用した場合の有料道路料金	・当該団体の役職員は対象外（支援対象者への直接支援に要するものは可） ・公共交通機関の特別車両料金は対象外 ・外部講師以外の宿泊費は対象外 ・一律定額の交通費は対象外（対象は実費に限る） ・旅費規程（自家用車使用の場合の車賃を含む）を整備・提出のこと	
		借上料	・事業のための一時的借上料	・一時的な駐車場代も対象	・家賃その他の恒常的経費は対象外
		会場費	・行事を開催する場合の会場借上料	・看板代等は、共同募金助成事業であることが示されているものに限り対象	・家賃その他の恒常的経費は対象外
通信運搬費		・事業に直接必要な通信運搬経費（郵送料を含む）		・Web 会議システム（Zoom 等）の年間使用料は原則対象外（事業実施ごとの利用料金の合計が年間使用料を超える場合は、年間使用料を認める）	
車両費	・事業に直接必要な運搬に係る車両のガソリン代、有料道路料金				

経費区分	経費の種類	対象経費	説明	備考
	印刷費	・チラシ、パンフレット等を発行する場合で、必要な印刷、製本、デザイン料	・印刷費は、共同募金助成事業であることが示されているものに限り対象	・当該団体の経常的なコピー印刷代は対象外
	消耗品費	・事業に直接必要な消耗品及び材料経費		
	会議費	・事業に必要な湯茶のための経費		・外部講師以外の食事は対象外
	委託費	・アンケート集計、音声ガイド、手話編集等の外部に委託する経費	・委託費の内訳（本表の経費の種類ごとの積算を示すもの）を添付できるものに限り対象 ・委託費の内訳の経費項目に本表の対象経費に相当するものがある場合は本表を適用	・事業全体を委託するものは対象外
	保険料	・事業に係る団体加入保険経費		・参加者及び活動する個人が負担すべき保険は対象外（生活困窮者等の費用負担ができない方を除く）
	その他	・静岡県共同募金会が特に認めたもの		

2. 対象外経費の例示

①	人件費
②	経常経費（運営費など団体を維持するための経費）
③	管理運営用事務機器購入費（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子、デジタルカメラ、デジタルムービーなど）
④	借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く）
⑤	個人支給の物品（ユニホームなど）、消耗品（ヘルメット、食料品など）
⑥	慰問活動に必要な機器
⑦	行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の建物と一体となる設備
⑧	行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の、施設が本来常設する設備及び備品
⑨	自治会所有の建物を活動拠点としている場合の、設備（テーブル、テント等）及び常設の設備備品（空調設備、テレビ、カラオケ、建物と一体となる放送設備など）
⑩	当該団体等のホームページ作成及び修正
⑪	当該団体又は当該団体役職員若しくは当該団体役職員が代表である企業、団体等が所有する場所や設備、物への賃借料
⑫	当該団体役職員が代表である企業、団体等へ委託・発注したものの費用
⑬	当該団体役職員が個人で契約する光熱水費、電話料金その他これらに類するものへの費用
⑭	領収書等のあて先が当該団体以外であるものの費用（団体の構成員個人あて等も不可）
⑮	総額表示のみで購入物等の内容が不明な領収書等にかかる費用

別表4 車両の整備

1. 対象車両

- (1) 新車（車体色は白色）
- (2) 買い換えの場合は、申請時点で下記のいずれかに該当すること。
 - ①初度登録から10年以上経過しているもの
 - ②走行距離が10万kmを越えているもの

2. 対象経費

- (1) 車両本体価格（最下位グレード）と消費税
- (2) 共同募金標示（赤い羽根）の標示費用と消費税（標示費用は必ず見積額に含めること。）
- (3) 車体色の白色が特別塗装しかない場合の特別塗装色料金と消費税
 ※共同募金標示は静岡県共同募金会ホームページ中の「車両の助成標示」の記載に従うこと
<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/jyosei/default.asp>



3. 基準単価

種類	特別装備	説明	区分	排気量クラス (cc)	基準単価 (千円)
福祉車両 1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれか装備	助手席若しくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	燃料車	660以下(軽)	1,400
				661～1500	1,800
				1501～	2,600
			HV車	660以下(軽)	1,500
				661～1500	2,000
				1501～	2,900
福祉車両 2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	燃料車	660以下(軽)	1,500
				661～1500	2,100
				1501～	2,600
			HV車	660以下(軽)	1,600
				661～1500	2,300
				1501～	2,900
福祉車両 3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	燃料車	1500～2000	3,100
				2001～	3,600
			HV車	1501～	3,200
				その他	軽自動車・ライトバン・マイクロバス・トラック他
661～1500	1,700				
1501～2000	2,100				
2001～3000	2,600				
HV車	660以下(軽)	1,100			
	661～1500	1,800			
	1501～2000	2,500			

※基準単価には、共同募金標示（赤い羽根）の標示費用、消費税相当分を含んでいる。

4. 助成額の算出

（見積額（2.対象経費分）と基準単価の低い方の金額）×助成率75%を限度
 ただし、300万円を上限とする。